

○内閣府令第八十四号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月二十六日
児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令
内閣総理大臣 石破 茂

児童福祉法施行規則の一部改正

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章（第一章の三 略）

第一章の四 児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材

第一節 保育士（第六条の二の二―第六条の三十六）

第二節 保育士の不足に対応するための措置（第六条の三十七―第六条の五十四）

第三節 雑則（第六条の五十五）

第二章（第四章 略）

附則

第一条の十二 養育者等は、委託児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第一条の三十二 法第六条の三第九項第一号に規定する内閣府令で定める者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭の保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する市町村長が認める者とする。

改正前

目次

第一章（第一章の三 同上）

第一章の四 保育士（第六条の二の二―第六条の三十七）

第一節 保育士（同上）

第二節 雑則（同上）

第二章（第四章 同上）

附則

第一条の十二 養育者等は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第一条の三十二 法第六条の三第九項第一号に規定する内閣府令で定める者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭の保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する市町村長が認める者とする。

「事業実施区域」という。内にある家庭の保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する市町村長が認める者とする。

第三条の二

令第二条第二項の規定により、一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。次項及び第三十六条の三十第一項において同じ。）の設置に関して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。

第五条の二

法第十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるもの（以下「子ども家庭ソーシャルワーカー」という。）は、次に掲げる者であつて、子ども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対

第三条の二 令第二条第二項の規定により、一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。次項 第三十六条の二十九及び第三十六条の三十において同じ。）の設置に関して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。

第五条の二

法第十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるもの（以下「子ども家庭ソーシャルワーカー」という。）は、次に掲げる者であつて、子ども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対

応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。以下同じ。についての審査・証明（以下「審査等」という。）を行う事業（以下「審査・証明事業」という。）を実施する者（第五条の二の十二第一項に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する者に限る。以下「認定法人」という。）が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、かつ、登録の申請により認定法人が備える登録簿に登録を受けたものとする。

〔一〕三 略

四 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

第六条 法第十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

〔一〕九 略

十 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

〔十一〕十四 略

第一章の四 児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材

第一節 保育士

第六条の六の二 法第十八条の六第三号の内閣府令で定める期間は、一年とする。ただし、法第十八条の二十八第二項に規定する業務に従事した合計時間が千四百四十時間に至るまでの期間が一年を超える場合は、当該期間とする。

第六条の七 略

〔二〕 法第十八条の十六第二項（法第十八条の三十二第四項、第三十四条の五第二項、第三十四条の七の三第二項、第三十四条の七の六第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

〔三〕 略

第六条の八 略

〔四〕 令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）及び令第二十一条並びに第六条の三から第六条の五まで（第六条の三第一項を除く。）の規定は、指定養成施設について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕
令第二十一条	保育士及び法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士
	指定養成施設

応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。以下同じ。についての審査・証明（以下「審査等」という。）を行う事業（以下「審査・証明事業」という。）を実施する者（第五条の二の十二第一項に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する者に限る。以下「認定法人」という。）が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、かつ、登録の申請により認定法人が備える登録簿に登録を受けたものとする。

〔一〕三 同上

四 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

第六条 法第十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

〔一〕九 同上

十 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

〔十一〕十四 同上

第一章の四 保育士

〔節を加える。〕

〔条を加える。〕

第六条の七 同上

〔二〕 法第十八条の十六第二項（法第三十四条の五第二項、第三十四条の七の三第二項、第三十四条の七の六第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

〔三〕 同上

第六条の八 同上

〔四〕 令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）及び令第二十一条並びに第六条の三から第六条の五まで（第六条の三第一項を除く。）の規定は、指定養成施設について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕	〔同上〕
令第二十一条	指定保育士養成施設、保育士の試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士
	指定養成施設

第六條の十一 都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、既に合格した科目（法第十八條の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）又は旧試験（施行日前国家戦略特別区域法第十二條の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四條に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験及び同条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された同条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験をいう。以下同じ。）において合格した科目を含む。）のある者に対しては、その申請により、当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までに限り当該科目の受験を免除することができる。ただし、次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に限り当該科目の受験を延長して免除することができる。

〔表 略〕

〔②〕④ 略

第六條の十二 保育士試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の四五に規定する国籍等をいう。第六條の三十第二号において同じ。）、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

第六條の十四 都道府県知事は、不正の方法によつて保育士試験、地域限定保育士試験若しくは旧試験を受けようとした者又は保育士試験、地域限定保育士試験若しくは旧試験に関する規定に違反した者に対しては、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効とするものとする。

〔② 略〕

第六條の二十六 〔略〕

〔②〕 指定試験機関は、前項の規定により読み替えて適用される第六條の十四第一項の規定により、不正の方法によつて保育士試験、地域限定保育士試験若しくは旧試験を受けようとした者又は保育士試験、地域限定保育士試験若しくは旧試験に関する規定に違反した者に対して、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

〔一・三 略〕

第六條の三十 法第十八條の十八第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 保育士登録番号及び保育士登録年月日

二 本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍等）

〔三・四 略〕

第六條の三十一 〔略〕

〔②〕 法第十八條の六第三号に該当する場合に係る令第十六條の規定により、同条の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 地域限定保育士登録証

二 第六條の六の二に規定する期間以上の期間法第十八條の二十八第二項に規定する業務に従事したことを証する書類

第六條の十一 都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、既に合格した科目（国家戦略特別区域限定保育士試験において合格した科目を含む。）のある者に対しては、その申請により、当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までに限り当該科目の受験を免除することができる。ただし、次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に限り当該科目の受験を延長して免除することができる。

〔表 同上〕

〔②〕④ 同上

第六條の十二 保育士試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

第六條の十四 都道府県知事は、不正の方法によつて保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとした者又は保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に関する規定に違反した者に対しては、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効とするものとする。

〔② 同上〕

第六條の二十六 〔同上〕

〔②〕 指定試験機関は、前項の規定により読み替えて適用される第六條の十四第一項の規定により、不正の方法によつて保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとした者又は保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に関する規定に違反した者に対して、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

〔一・三 同上〕

第六條の三十 法第十八條の十八第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

〔三・四 同上〕

第六條の三十一 〔同上〕

〔項を加える。〕

第六條の三十八 法第十八條の二十六第三項の同意を得ようとする指定都市の長は、次に掲げる書類を、当該指定都市を包括する都道府県の知事に提出しなければならない。

一 法第十八條の二十六第一項に規定する試験実施方法書

二 法第十八條の二十六第二項に規定する保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類

三 その他当該都道府県知事が必要と認める書類

第六條の三十九 法第十八條の二十六第五項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

一 試験の科目

二 試験の方法

三 試験の実施回数

四 第六條の四十四第五項の免除を行うおとする場合にあつては、同項の講習の実施の方法

第六條の四十 法第十八條の二十七第二項において準用する法第十八條の二十六第二項の内閣府令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

第六條の四十一 法第十八條の二十七第二項において準用する法第十八條の二十六第三項の同意を得ようとする指定都市の長は、次に掲げる事項を記載した書類その他当該指定都市を包括する都道府県の知事が必要と認める書類を、当該都道府県知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする試験の実施回数

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

第六條の四十二 法第十八條の二十七第二項において準用する法第十八條の二十六第五項の内閣府令で定めるものは、変更した事項（第六條の三十九各号に掲げる事項に限る。）及びその変更の理由とする。

第六條の四十三 法第十八條の二十八第一項第二号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により地域限定保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第六條の四十四 地域限定保育士試験は、法第十八條の二十六第五項の認定試験実施方法書に定めるところにより、筆記試験及び実技試験によつて行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者（第六條の五十四において準用する第六條の十一の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。第五項において同じ。）について行う。

〔②〕 筆記試験は、次の各号に掲げる科目（以下「保育原理等の科目」という。）について行う。ただし、次項の規定により、保育原理等の科目のいずれかと同等の内容を有するものと認められる科目について筆記試験を行う場合は、当該科目の筆記試験の実施をもつて、保育原理等の科目のうち同等の内容と認められる科目の筆記試験の実施に替えることができるものとする。

一 保育原理

二 教育原理及び社会的養護

三 子ども家庭福祉

四 社会福祉

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

- 五 保育の心理学
- 六 子どもの保健
- 七 子どもの食と栄養
- 八 保育実習理論

〔三〕 認定地方公共団体の長は、保育原理等の科目のほか、地域の実情に応じ必要な科目について筆記試験を行うことができる。

〔四〕 実技試験は、保育実習実技について行う。

〔五〕 認定地方公共団体の長は、当該認定地方公共団体の長が実施する講習であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。

一 講習の時間数は、二十七時間以上とすること。

二 講習を実施するために必要な講師及び施設を有すること。

三 講師は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ 認定地方公共団体の長がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者（第六条の五十四の規定により読み替えて準用する第六条の十一の規定により筆記試験を免除されている者を含む。）であつて、その回の地域限定保育士試験における実技試験を受験していないものであることを受講の資格とすること。

五 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。

第六条の四十五 法第十八条の二十九の内閣府令で定める措置は、保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行うことができるようにするために行う地域限定保育士の専門性の向上に資する研修とする。

第六条の四十六 法第十八条の三十第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該年度において講じた試験問題の水準を確保するための方策

二 当該年度における試験問題の作成の体制

三 第六条の四十四第二項ただし書の場合にあつては、保育原理等の科目と同等の内容を有するものと認められる科目として実施した科目の内容

四 当該年度において第六条の四十四第五項の講習を実施した場合にあつては、その実施の状況

第六条の四十七 法第十八条の三十二第一項に規定する指定地域試験機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 法第十八条の三十二第一項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）を行うおととする事務所の名称及び所在地

三 地域試験事務のうち、行おうとするものの範囲

四 地域試験事務を開始しようとする年月日

〔二〕 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五 地域試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 七 地域試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

第六条の四十八 法第十八条の三十二第二項の内閣総理大臣の同意を得ようとする認定地方公共団体の長は、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 当該一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に係る前条第一項各号に掲げる事項
- 二 当該認定地方公共団体の長が、当該一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に法第十八条の三十一第一項に規定する判定事務を行わせることを適当と認める理由

〔②〕 前項の書類には、当該一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に係る前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第六条の四十九 令第二十条の二の申請書は、第八号の二様式によるものとする。

第六条の五十 認定地方公共団体の長は、令第二十条の二の規定による申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が地域限定保育士となる資格を有すると認めたときは、地域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第八号の三様式による地域限定保育士登録証を交付する。

〔②〕 認定地方公共団体の長は、前項の審査の結果、当該申請者が地域限定保育士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、同項の申請書を当該申請者に返却する。

第六条の五十一 令第二十条の六において準用する令第十七条第二項の申請書は、第八号の四様式によるものとし、令第二十条の六において準用する令第十八条第二項の申請書は、第八号の五様式によるものとする。

第六条の五十二 法第十八条の三十三第四項において準用する法第十八条の二十の二第二項の内閣府令で定める機関は、法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会（社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる認定地方公共団体にあつては、同項に規定する地方社会福祉審議会）とする。

第六条の五十三 地域限定保育士が、令第十六条の規定により法第十八条の六第三号に該当することを証する書類として地域限定保育士登録証を法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録簿（以下「地域限定保育士登録簿」という。）を行った都道府県知事（指定都市の長が地域限定保育士登録簿を行った場合にあつては、当該指定都市を包括する都道府県の知事）に提出したときは、令第二十条の六において読み替えて準用する令第十九条の規定により当該地域限定保育士登録簿を返納したものとみなす。

〔②〕 都道府県知事は、令第十六条の規定により法第十八条の六第三号に該当することを証する書類として指定都市の長が行つた地域限定保育士登録簿に係る地域限定保育士登録簿の提出を受けた場合において、当該地域限定保育士について保育士登録簿を行ったときは、速やかに、当該地域限定保育士登録簿を地域限定保育士登録簿を行った指定都市の長に返納しなければならない。

第六条の五十四 第六条の九、第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の三十まで、第六条の三十三の二から第六条の三十六までの規定は、地域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

<p>第六条の九</p>	<p>保育士試験</p>	<p>地域限定保育士試験</p>
<p>第六条の十一第一項</p>	<p>都道府県知事 前条第二項各号に規定する科目</p>	<p>認定地方公共団体の長 第六条の四十四第二項各号に規定する科目又は同条第三項に規定する地域の実情に応じ必要な科目</p>
<p>第六条の十一第二項</p>	<p>都道府県知事 前条第二項各号 法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）</p>	<p>認定地方公共団体の長 第六条の四十四第二項各号 当該認定地方公共団体の長が行った同項に規定する地域の実情に応じ必要な科目であつて保育原理等の科目のいずれかと同等の内容を有するものと認められる科目を既に合格したものとみなし、保育原理等の科目のうち同等の内容と認められる科目を既に合格した場合にあつては、同項に規定する地域の実情に応じ必要な科目であつて同条第二項に規定する当該保育原理等の科目のいずれかと同等の内容を有するものと認められる科目を既に合格したものとみなし、保育士試験</p>
<p>第六条の十一第三項</p>	<p>都道府県知事 保育士試験</p>	<p>認定地方公共団体の長 地域限定保育士試験</p>
<p>第六条の十一第四項</p>	<p>前条第二項第二号（社会的養護に限る。）、第三号及び第四号</p>	<p>第六条の四十四第二項第二号（社会的養護に限る。）、第三号及び第四号</p>
<p>都道府県知事 前条第二項各号</p>	<p>認定地方公共団体の長 第六条の四十四第二項各号</p>	<p>認定地方公共団体の長 第六条の四十四第二項各号</p>

第六條の十一の二	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	保育士試験	地域限定保育士試験
第六條の十二	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	第六條の九各号のいずれかに該当すること	地域限定保育士試験に合格したこと
第六條の十三	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	保育士試験	地域限定保育士試験
第六條の十四第一項	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	保育士試験の	地域限定保育士試験の
第六條の十四第二項	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	保育士試験	地域限定保育士試験
第六條の十五	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	第六條	第二十条の三
第六條の十六	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	第十八條の九第一項	第十八條の三十二第一項
第六條の十八	試験事務の全部	同項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）の全部
	当該指定試験機関	当該指定地域試験機関
第六條の十九	試験事務の範囲	地域試験事務の範囲
	指定試験機関	指定地域試験機関
第六條の十九	試験事務	地域試験事務
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第六條の十九	指定試験機関	指定地域試験機関
	第十八條の十第一項	第十八條の三十二第四項において読み替えて準用する法第十八條の十第一項

第六條の二十六	第十八條の九第一項	第十八條の三十二第一項	
	都道府県は	認定地方公共団体は	
	第六條の十一から第六條の十四第一項まで	第六條の五十四の規定により読み替えて準用する第六條の十一から第六條の十四第一項まで	
	試験事務	地域試験事務	
	指定試験機関	指定地域試験機関	
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	保育士試験の	地域限定保育士試験の	
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	指定試験機関	指定地域試験機関	
	指定試験機関	指定地域試験機関	
第六條の二十七	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	指定試験機関	指定地域試験機関	
	指定試験機関	指定地域試験機関	
	令	令第二十條の六において準用する令	
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	試験事務	地域試験事務	
	指定試験機関	指定地域試験機関	
	第十一條	第二十條の六において読み替えて準用する令第十一條	
	試験事務	地域試験事務	
	第十二條	第二十條の五	
第六條の二十八	第十四條	第二十條の六において準用する令第十四條	
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	第十八條の十八第一項	第十八條の三十三第一項	
	保育士登録番号	地域限定保育士登録番号	
	保育士登録年月日	地域限定保育士登録年月日	
	法第十八條の六各号のいずれに該当するか及び当該要件に該当するに至つた	地域限定保育士試験に合格した	
	第六條の二十九	都道府県知事	認定地方公共団体の長
		指定試験機関	指定地域試験機関
		第十一條	第二十條の六において読み替えて準用する令第十一條
		試験事務	地域試験事務
第十二條		第二十條の五	
第十四條		第二十條の六において準用する令第十四條	
都道府県知事		認定地方公共団体の長	
第十八條の十八第一項		第十八條の三十三第一項	
保育士登録番号		地域限定保育士登録番号	
保育士登録年月日		地域限定保育士登録年月日	
第六條の三十	法第十八條の六各号のいずれに該当するか及び当該要件に該当するに至つた	地域限定保育士試験に合格した	

	<p>第六條の三十三の二</p>	<p>第十八條の二十の二第二項</p>
	<p>令</p>	<p>第十八條の三十三第四項において準用する法第十八條の二十の二第一項</p>
<p>第六條の三十四</p>	<p>都道府県知事が 保育士登録証</p>	<p>認定地方公共団体の長が 地域限定保育士登録証</p>
<p>第六條の三十四の二</p>	<p>第十八條の十八第三項の保育士登録（以下「保育士登録」という。）</p>	<p>第十八條の二十八第二項の地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）</p>
	<p>都道府県知事</p>	<p>認定地方公共団体の長</p>
	<p>第十八條の五第一号</p>	<p>第十八條の二十八第二号</p>
	<p>第十八條の五第二号、第三号又は第五号</p>	<p>第十八條の二十八第三号</p>
	<p>都道府県知事</p>	<p>認定地方公共団体の長</p>
	<p>第十八條の五各号</p>	<p>第十八條の二十八各号</p>
	<p>第十八條の十九第一項第二号若しくは第三号</p>	<p>第十八條の三十四第一項第二号若しくは第三号</p>
	<p>第十八條の二十一若しくは法第十八條の二十一若しくは法第十八條の二十一若しくは法第十八條の二十一</p>	<p>第十八條の三十五第二項において準用する法第十八條の二十一若しくは法第十八條の二十一</p>
<p>第六條の三十五第一項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>認定地方公共団体の長</p>
	<p>第十八條の十九第一項又は第二項</p>	<p>第十八條の三十四第一項又は第二項</p>
<p>第六條の三十五第二項</p>	<p>保育士登録</p>	<p>地域限定保育士登録</p>
	<p>第十八條の十九第一項又は第二項</p>	<p>第十八條の三十四第一項又は第二項</p>
<p>保育士登録を</p>	<p>地域限定保育士登録を</p>	
<p>保育士登録証</p>	<p>地域限定保育士登録証</p>	
<p>都道府県知事</p>	<p>認定地方公共団体の長</p>	
<p>都道府県知事</p>	<p>認定地方公共団体の長</p>	
<p>令</p>	<p>令第二十條の六において準用する令</p>	
<p>都道府県知事</p>	<p>認定地方公共団体の長</p>	
<p>都道府県知事</p>	<p>認定地方公共団体の長</p>	
<p>令</p>	<p>令第二十條の六において準用する令</p>	

第十八条の十九第一項若しくは第二項	第十八条の三十四第一項若しくは第二項
保育士登録を	地域限定保育士登録を
保育士登録簿	地域限定保育士登録簿
保育士登録の	地域限定保育士登録の

第三節 雑則

第六条の五十五 この章で定めるもののほか、保育士及び地域限定保育士に関し必要な事項は、都道府県知事が定める。

第二十五条の二十八 [略]

② 略

③ 法第二十五条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 三 略

四 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

五 六 略

第三十六条の七 児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第三十六条の八 [略]

② 略

③ 指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないうずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものでなければならない。

一 [略]

二 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

三 四 略

④ 略

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第一項（法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の十四第一項に規定する一般通告等又は同項の規定による通知の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十第一項に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る事業、里親、施設又は一時保護（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

[節を加える。]

[条を加える。]

第二十五条の二十八 [同上]

② 同上

③ 法第二十五条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 三 同上

四 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

五 六 同上

第三十六条の七 児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第三十六条の八 [同上]

② 同上

③ 指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないうずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものでなければならない。

一 [同上]

二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

三 四 同上

④ 同上

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指

〔二〇四 略〕

五 所管行政庁又は法第三十三條の十六の二第一項に規定する措置実施都道府県知事が講じた措置の内容

六 〔略〕

第三十六條の三十 法第三十三條の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、所管行政庁が国の行政機関の長である場合は、この限りでない。

一 被措置児童等虐待があつた施設等の種別（ただし、次に掲げる施設等については、当該施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別とする。）

イ 〔略〕

ロ 児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設等

〔八・二 略〕

二 〔略〕

〔二〕 法第三十三條の十六第二項の規定による公表は、こども家庭庁又は都道府県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

〔三〕 第一項第一号イから二までに掲げる施設等に係る被措置児童等虐待については、前項の規定による公表は、所管行政庁別の集計結果を掲載することにより行うものとする。

第三十六條の三十五 法第三十四條の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通つていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。） 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 〔略〕

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三條第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハにおいて同じ。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用してゐる乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合に於ては、第一條の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ハにおいて同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

〔八・ホ 略〕

定発達支援医療機関、一時保護施設又は法第三十三條第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

〔二〇四 同上〕

五 都道府県が行つた措置の内容

六 〔同上〕

第三十六條の三十 法第三十三條の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 〔同上〕

ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設

〔八・二 同上〕

二 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

第三十六條の三十五 法第三十四條の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通つていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。） 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 〔同上〕

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三條第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハにおいて同じ。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用してゐる乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合に於ては、第一條の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ハにおいて同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

〔八・ホ 同上〕

二 幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。）次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 〔略〕

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある幼稚園型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハただし書において同じ。）、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただし、当該職員の数、二人を下ることはできないこと。

〔ハ〕ホ 同上

〔三〕 同上

〔二〕 同上

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕
〔項を削る。〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕

第五十六条 〔略〕

〔二〕 法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

- 一 〔略〕
- 二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）又は市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこと。ただし、当該職員数は、二人を下ることはできないこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二 幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。）次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 〔同上〕

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼稚園型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下このロ及びハただし書において同じ。）、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただし、当該職員数は、二人を下ることはできないこと。

〔ハ〕ホ 同上

〔三〕 同上

〔二〕 同上

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

〔同上〕	〔同上〕
第三十六条の二十九	都道府県
〔同上〕	指定都市及び児童相談所設置市

第五十六条 〔同上〕

〔二〕 法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

- 一 〔同上〕
- 二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）又は市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこと。ただし、当該職員数は、二人を下ることはできないこと。

〔三〕五 同上

証 明 書

第 号 令和 年 月 日 交付

所 属

氏 名

都 道 府 県 知 事
(市 長) 印

右の者は、児童福祉法第十八条の十六、第十八条の二十二、第三十四条の五、第三十四条の七の三、第三十四条の七の六、第三十四条の十四、第三十四条の十八の二又は第四十六条の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

第十八条の十六 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条の三十一 (略)

④ 第十八条の九第三項及び第十八条の十から第十八条の十七までの規定は、指定地域試験機関が地域試験事務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「都道府県」とあるのは「第十八条の二十七第一項で規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」、「第一項」とあるのは「第十八条の二十三第一項」と、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第六項及び第十八条の十七の規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、第十八条の十一第二項中「保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務」とあるのは「第十八条の三十一第一項に規定する判定事務」と、「保育士試験委員」とあるのは「地域限定保育士試験委員」と読み替えるものとする。

第三十四条の五 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模児童児童養育事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第六項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の七の三 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第六項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の七の六 都道府県知事は、児童及び妊産婦の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第六項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十四 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第六項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十八の二 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第六項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

④ 第十八条の十六第六項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三号様式を次のように改める。
第三号様式(第六条の七第二項関係)

第五号様式（第六条の三十一第一項関係）

第五号様式を次のように改める。

保 育 士 登 録 申 請 書														
フリガナ	(姓)				(名)				性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女				
氏 名	(旧姓)													
通 称 名														
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日	本 籍 地 (外国籍の場合は、その国籍等)			都道 府県	本籍地 コード				
フリガナ														
現 住 所	都道 府県													
郵便番号	—		電話番号											
個人番号				電子メールアドレス			@							
資格要件 号のうち該当するもの (児童福祉法第十八条の六の各	<input type="checkbox"/> 第1号 指定保育士養成施設を卒業した者				卒業した施設の名称									
					卒業した年月			<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和		年	月			
	<input type="checkbox"/> 第2号 保育士試験に合格した者				地域限定保育士登録番号 (地域限定保育士登録を受けた場合に限る。)									
					保育士試験に合格した年月			<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和		年	月			
					合格通知番号									
	<input type="checkbox"/> 第3号 地域限定保育士登録を受けた日から起算して3年を経過し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の6の2で定める期間以上の期間、所定の業務に従事した者				*科目ごとに合格した年月又は都道府県が異なる場合は別紙に記入									
地域限定保育士登録番号 (地域限定保育士登録を受けた場合に限る。)														
<input type="checkbox"/> 第3号 地域限定保育士登録を受けた日から起算して3年を経過し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の6の2で定める期間以上の期間、所定の業務に従事した者				地域限定保育士登録を受けた年月日			令和	年	月	日				
				地域限定保育士登録番号										
保育士登録に係る情報の活用に関する確認	保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。								同意しない場合 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>					
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 拘禁刑以上の刑に処せられた者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法（以下「法」という。）の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第1号に掲げる場合を除く。）若しくは第2項により保育士登録又は法第18条の34第1項（改正法附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第1号に掲げる場合を除く。）若しくは第2項の規定により地域限定保育士登録を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第18条の20の2第1項（法第18条の33第4項で準用する場合及び改正法附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特定登録取消者に該当する者													

私は、保育士登録を受けたいので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、児童福祉法施行令第16条の規定に基づき申請します。

年 月 日

都道府県知事 殿

氏 名

- 備考
- 1 保育士登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
 - 2 該当する口は、レと記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
保育原理	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
教育原理 及び社会的養護	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
児童家庭福祉	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
社会福祉	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
保育の心理学	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
子どもの保健	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
子どもの食と栄養	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
保育実習理論	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
	合格した年月				合 格 地	都 道 府 県
保育実習実技	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		

- 備考 1 該当する□は、レと記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第六号様式（第六条の三十二第一項関係）

第六号様式を次のように改める。

保 育 士 登 録 証	
	本籍地都道府県名（国籍等）
	氏 名
	生 年 月 日
	登 録 番 号
	登録年月日
	年 月
	指定保育士養成校卒業
	若 し く は
	保育士試験全科目合格
	若 し く は
	地域限定保育士からの移行
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育士として登録したことを証する。	
年 月 日	
	都道府県知事 ㊟

（日本産業規格A4）

- 備考 1 登録の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。
- 2 特定登録取消者（児童福祉法第18条の20の2第1項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、同項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「令和7年改正法」という。）附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による保育士登録を受けた者に該当するときは「（児童福祉法第18条の20の2第1項（令和7年改正法附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による保育士登録）」を「指定保育士養成校卒業若しくは保育士試験全科目合格若しくは地域限定保育士からの移行」の下部に記載する。

第七号様式(第六条の三十三関係)

第七号様式を次のように改める。

保育士登録証書換え交付申請書

現 住 所
個 人 番 号
登 録 年 月 日
登 録 番 号
(フ リ ガ ナ)
氏 名
生 年 月 日
電子メールアドレス

児童福祉法第18条の18第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、児童福祉法施行令第17条第1項の規定に基づき、書換え交付を申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。

同意しない場合

年 月 日

都道府県知事 殿

氏 名

- 備考 1 申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 保育士登録証及び変更事項を証明できる書類を添付すること。

第八号様式 (第六条の三十三関係)

第八号様式を次のように改める。

保育士登録証再交付申請書			
現	住 所		
個	人 番 号		
登	録 年 月 日		
登	録 番 号		
(フリガナ)			
氏	名		
生	年 月 日		
電子メールアドレス			
児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。			
(理由)			
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>			
保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。	<table border="1"><tr><td>同意しない場合</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td></tr></table>	同意しない場合	○
同意しない場合			
○			
年 月 日			
都道府県知事 殿			
	氏 名		

- 備考 1 申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 保育士登録証を紛失した場合を除き、保育士登録証を添付すること。

第八号の二様式（第六条の四十九関係）

第八号様式の次に次の四様式を加える。

地 域 限 定 保 育 士 登 録 申 請 書												
フリガナ	(姓)				(名)				性 別	□ 男 □ 女		
氏 名	(旧姓)											
通 称 名												
生 年 月 日	□ 昭和 □ 平成		年	月	日	本 籍 地 (外国籍の場合は、その国籍等)			都道 府県	本籍地 コード		
フリガナ												
現 住 所	都道 府県											
郵便番号	—		電 話 番 号									
個人番号						電子メールアドレス			@			
試験に合格した年月	令和	年	月									
合格通知番号												
地域限定保育士登録に係る情報の活用に係る確認	地域限定保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。								同意しない場合			
その他	<input type="checkbox"/> 保育士登録を受けている者 <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により地域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 拘禁刑以上の刑に処せられた者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法（以下「法」という。）の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第18条の19第1項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第1号に掲げる場合を除く。）若しくは第2項により保育士登録又は法第18条の34第1項（改正法附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第1号に掲げる場合を除く。）若しくは第2項の規定により地域限定保育士登録を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第18条の20の2第1項（法第18条の33第4項において読み替えて準用する場合及び改正法附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特定登録取消者に該当する者											
私は、地域限定保育士登録を受けたいので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、児童福祉法施行令第20条の2の規定に基づき申請します。												
年 月 日												
都道府県知事 (市長) 殿										氏 名		

- 備考 1 地域限定保育士登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
 2 該当する□は、レと記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第八号の三様式（第六条の五十第一項関係）

地 域 限 定 保 育 士 登 録 証	
	本籍地都道府県（国籍等）
	氏 名
	生 年 月 日
	登 録 番 号
	登 録 年 月 日
	年 月
	地域限定保育士試験合格
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の地域限定保育士として登録したことを証する。	
年 月 日	
	都道府県知事 （市長） ㊟

(日本産業規格A4)

- 備考 1 登録の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。
- 2 特定登録取消者（児童福祉法第18条の20の2第1項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、第18条の33第4項において読み替えて準用する児童福祉法第18条の20の2第1項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「令和7年改正法」という。）附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による地域限定保育士登録を受けた者に該当するときは「（第18条の33第4項において読み替えて準用する児童福祉法第18条の20の2第1項（令和7年改正法附則第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による地域限定保育士登録）」を「地域限定保育士試験合格」の下部に記載する。

第八号の四様式（第六条の五十一関係）

地域限定保育士登録証書換え交付申請書

現 住 所
個 人 番 号
登 録 年 月 日
登 録 番 号
(フリガナ)
氏 名
生 年 月 日
電子メールアドレス

児童福祉法第18条の33第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、児童福祉法施行令第20条の6において準用する同令第17条第1項の規定に基づき、書換え交付を申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

地域限定保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。

同意しない場合

年 月 日
都道府県知事
(市長) 殿

氏 名

- 備考 1 申請をする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3 地域限定保育士登録証及び変更事項を証明できる書類を添付すること。

第八号の五様式（第六条の五十一関係）

地域限定保育士登録証再交付申請書

現 住 所
個 人 番 号
登 録 年 月 日
登 録 番 号
(フリガナ)
氏 名
生 年 月 日
電子メールアドレス

児童福祉法施行令第20条の6において準用する同令第18条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

(理由)

--

地域限定保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。

同意しない場合

年 月 日
都道府県知事
(市長)

殿

氏 名

- 備考
- 1 申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 3 地域限定保育士登録証を紛失した場合を除き、地域限定保育士登録証を添付すること。

(子ども・子育て支援法施行規則の一部改正)
 第二条 子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第七条第十項第四号の基準)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの。次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>イ 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一(保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人)以上に相当する数のものが、保育士(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(4)において「認定地方公共団体」という。)の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この(2)において「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下この(2)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域(5)において「事業実施区域」という。)内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号及び第七号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士(以下このイにおいて「地域限定保育士」という。)又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下このイにおいて「国家戦略特別区域限定保育士」という。)以下同じ。)又は看護士(准看護師を含む。以下この条において同じ。)の資格を有するものであること。ただし、同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であつて、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。</p> <p>(i) 「略」</p> <p>(ii) 「略」</p> <p>(3) 「略」</p> <p>(4) 地域限定保育士が、その業務に関して地域限定保育士の名称を表示するときに、当該地域限定保育士が児童福祉法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録を受けた認定地方公共団体を明示し、当該認定地方公共団体以外の区域を表示していないこと。</p> <p>(5) 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。</p> <p>〔口〕ホ 略</p>	<p>(法第七条第十項第四号の基準)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの。次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>イ 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一(保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人)以上に相当する数のものが、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は看護士(准看護師を含む。以下この条において同じ。)の資格を有するものであること。ただし、同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であつて、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。</p> <p>(i) 「同上」</p> <p>(ii) 「同上」</p> <p>(3) 「加える。」</p> <p>(4) 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。</p> <p>〔口〕ホ 同上</p>

<p>第二十七条第二号</p>	<p>特定利用地域型保育を</p>	<p>特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を</p>
<p>第三十七条第二項</p>	<p>（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、</p>	<p>（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあつては</p>
<p>第三十九条第二項</p>	<p>、満一歳</p> <p>満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）</p>	<p>定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満一歳</p> <p>満三歳未満保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）</p>

<p>第三十九条第四項</p>			
<p>満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>満三歳未満保育認定子どもが</p>	<p>総数を</p>	<p>総数が</p>
<p>満三歳未満保育認定子ども (国家戦略特別区域特定小規模保育事業所における利用の申込みに係る満三歳以上保育認定子どもを含む。)</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども</p>	<p>総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を</p>	<p>総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所に係る特定地域型保育事業所(以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。)における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども(特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数)が</p>

第四十条第二項	法第五十四条第一項	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項
第四十一条	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。）
第四十二条第一項	事項	事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）
第四十二条第十一項	特定地域型保育事業者	特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）
第五十条	満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。）に限り、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除き特定満三歳以上保育認定子どもを除く。
第五十一条第二項	場合にあつては、当該特定利用地域型保育	場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育

<p>第三十九条第七号</p>	<p>第三十九条</p>	<p>第二十六条</p>	<p>2 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>小学校就学前子ども数</p>	<p>法第四十三条第一項</p>	<p>法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育</p>	<p>第三十七条第二項</p>
<p>小学校就学前子ども数（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども数（同号に掲げる小学校就学前子ども数にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項</p>	<p>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育</p>	<p>内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項</p>

<p>第四十一条第三項</p>	<p>第四十条第四号</p>	<p>第三十九条第十三号</p>	
<p>区分</p>	<p>小学校就学前子ども数</p>	<p>より満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども</p>
<p>区分(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども数)(同号に掲げる小学校就学前子ども数の区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども数)</p>	<p>小学校就学前子ども数(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども数)(同号に掲げる小学校就学前子ども数の区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども数)</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども(特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。)</p>	<p>前子ども数の区分)ごとの利用する小学校就学前子ども数)</p>

1 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第二号	特定利用地域型保育を	特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を
第三十七条第二項	（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、	（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあつては
第三十九条第二項	満一歳、満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）	定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満一歳満三歳未満保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）

〔項を加える。〕

<p>第四十条第一項</p>	<p>第三十九条第四項</p>			
<p>法第五十四条第一項</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>満三歳未満保育認定子どもが</p>	<p>総数を</p>	<p>総数が</p>
<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども(国家戦略特別区域特定小規模保育事業所における利用の申込みに係る満三歳以上保育認定子どもを含む。)</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもが</p>	<p>総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を</p>	<p>総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所(以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。)における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども(特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数)が</p>

<p>第五十一条第二項</p>	<p>第五十条</p>	<p>第四十二条第十一項</p>	<p>第四十二条第一項</p>	<p>第四十一条</p>	<p>第四十条第二項</p>
<p>場合にあつては、当該特定利用地域型保育</p>	<p>満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。</p>	<p>特定地域型保育事業者</p>	<p>事項</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども</p>
<p>場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む）に限り、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除き特定満三歳以上保育認定子どもを除く。</p>	<p>特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）</p>	<p>事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。次条第一項第一号、第四十七条第一項及び第二項並びに第四十九条第二項において同じ。）</p>	<p>満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。）</p>

<p>第三十九条第七号</p>	<p>第三十九条</p>	<p>第二十六条</p>	<p>第三十七条第二項</p>
<p>小学校就学前子どもの数</p>	<p>法第四十三条第一項</p>	<p>法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育</p>	<p>内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項</p>
<p>小学校就学前子どもの数（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項</p>	<p>小学校就学前子どもの数（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）</p>	<p>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育</p>	<p>内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項</p>

2 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔項を加える。〕

第三十九条第十三号	法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）
第四十条第四号	小学校就学前子どもの数	小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもを掲げる小学校就学前子どもに区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数
第四十一条第三項	区分	区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

（法第十二条の五第四項第一号の内閣府令で定める者）

第二条 法第十二条の五第四項第一号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（試験の科目）

第三条 国家戦略特別区域限定保育士試験は、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者について行う。

〔条を削る。〕

- 2 筆記試験は、次の科目について行う。
 - 一 保育原理
 - 二 教育原理及び社会的養護
 - 三 子ども家庭福祉
 - 四 社会福祉
 - 五 保育の心理学
 - 六 子どもの保健
 - 七 子どもの食と栄養
 - 八 保育実習理論
 - 3 実技試験は、保育実習実技について行う。
 - 4 都道府県知事は、当該都道府県知事が実施する講習であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。
 - 一 講習の時間数は、二十七時間以上とすること。
 - 二 講習を実施するのに必要な講師及び施設を有すること。
 - 三 講師は、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
 - ロ 都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
 - 四 第二項各号に掲げる筆記試験の全てに合格した者（第九条の規定により読み替えて準用する児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。）であつて、同一の回の国家戦略特別区域限定保育士試験における実技試験を受験していないものであることを受講の資格とすること。
 - 五 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。
- （指定の申請）
- 第四条** 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 試験事務（令第七条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行うところとする事務所の名称及び所在地
 - 三 試験事務のうち、行おうとするものの範囲
 - 四 試験事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

五 試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

(検査証票)

第五条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。

(登録手続)

第六条 令第九条において準用する児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第八条において「準用児童福祉法施行令」という。)第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。

(国家戦略特別区域限定保育士登録証)

第七条 都道府県知事は、準用児童福祉法施行令第十六条の申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有すると認めるときは、国家戦略特別区域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第三号様式による国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付する。

2 都道府県知事は、前項の審査の結果、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、同項の申請書を当該申請者に返却する。

(書換え交付等の申請書の様式)

第八条 準用児童福祉法施行令第十七条第二項の申請書は、第四号様式によるものとし、準用児童福祉法施行令第十八条第二項の申請書は、第五号様式によるものとする。

(児童福祉法施行規則の準用)

第九条 児童福祉法施行規則第一章の四(第六条の二の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六条の九、第六条の十一 第三項、第六条の十二、第 六条の十三、第六条の十四 第二項及び第六条の三十七</p>	<p>保育士試験</p>	<p>国家戦略特別区域限定保育士 試験</p>
<p>第六条の十一第一項</p>	<p>前条第二項各号</p>	<p>内閣府の所管することも家庭 庁関係法令に係る国家戦略特 別区域法施行規則(令和五年 内閣府令第四十四号。以下「特 区法施行規則」という。)第三 条第二項各号</p>

第六條の十一第二項から第四項まで	前条第二項各号	特区法施行規則第三条第二項各号
第六條の十四第一項及び第六條の二十六第二項	保育士試験の	国家戦略特別区域限定保育士試験の
第六條の十五	令第六條	国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。)第九条において準用する令第六條
第六條の十六	法第十八條の九第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の九第一項
第六條の十九	法第十八條の十第一項(法第十八條の十一第二項の規定により保育士試験委員	により同項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)
第六條の二十第一項	法第十八條の十三第一項前段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項前段
第六條の二十第二項	法第十八條の十三第一項後段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項後段
第六條の二十一	法第十八條の十三第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十三第一項
第六條の二十二	令第八條	特区法施行令第九条において準用する令第八條
第六條の二十三第二項	法第十八條の十四前段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十四前段

第六條の二十三第二項	法第十八條の十四後段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十四後段
第六條の二十六第二項	法第十八條の九第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の九第一項
第六條の二十八	令第十一條	特区法施行令第九條において準用する令第十一條
第六條の二十九	令第十一條 令第十二條 令第十四條	特区法施行令第九條において準用する令第十一條 特区法施行令第八條 特区法施行令第九條において準用する令第十四條
第六條の三十	法第十八條の十八第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十八第一項
第六條の三十第三号	法第十八條の六各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた	特区法第十二條の五第五項の規定により国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなつた
第六條の三十第四号	法第十八條の二十の二第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の二十の二第一項
第六條の三十三の二	令第十七條第二項	特区法施行令第九條において準用する令第十七條第二項
第六條の三十三の二	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の十一の規定による機構保存本人確認情報	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の十から第三十條の十二までの規定による機構保存本人確認情報
第六條の三十四	登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第六條の三十四第二号及び第六條の三十四の二	法第十八條の五各号	特区法第十二條の五第四項各号

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

第六条の三十四の二	第十八条の十九第一項第二号 若しくは第三号	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号
第六条の三十五	法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二
第六条の三十六	法第十八条の十九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項
令第十七条第一項	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿

(読替規定)

第十条 法第十二条の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第三条第四項、第四条第一項、第七条及び前条の規定の適用については、第三条第四項、第四条第一項及び第七条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び第六条の三十三の二から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

(試験実施指定都市における試験実施)

第十一条 試験実施指定都市の長は、当該試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二条の五第十二項の規定により認定区域計画に法第八条第二項に掲げる事項として、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施するものとする。

〔条を削る。〕

附 則

〔条を削る。〕

〔令第十二条の内閣府令で定める事項〕
第十二条 令第十二条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなった年月

附 則

（経過措置）

第三条 この府令の施行の際現にあることも家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）第五十四条の規定による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「旧規則」という。）に基づく第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式及び第五号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による様式によるものとみなす。

- 2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の第三十四号の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行為により法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の二第二項各号に該当する者について適用し、施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。
- 4 第二号様式は、施行日以後に提出される登録の申請書について適用し、施行日前に提出された登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前の行為により法第十二条の五第四項（第一号を除く。）又は法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の二第二項各号に該当する者の登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。
- 6 児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第六十四号。以下「改正省令」という。）の施行前に、改正省令による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条の二第二項第三号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年に第三条第二項第三号に掲げる科目に合格したものとみなす。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第一号様式から第五号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和七年十月一日から施行する。

第二条 児童福祉法等の一部を改正する法律（以下この条において「令和七年改正法」という。）附則第十四条に規定する施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験又は令和七年改正法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者（以下この条において「旧試験合格者」という。）及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る同条に規定する特区地方公共団体については、第四条の規定による改正前の内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（以下この条において「施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則」という。）第二条、第六条、第七条（同令第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八条、附則第三条及び第二号様式から第五号様式まで並びに準用旧児童福祉法施行規則（施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条（同令第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定による改正前の児童福祉法施行規則をいう。）第六条の三十及び第六条の三十三の二から第六条の三十七までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

規定	中欄	下欄
第一条	この府令は、令和七年十月一日から施行する。	この府令は、令和七年十月一日から施行する。
第二条	児童福祉法等の一部を改正する法律（以下この条において「令和七年改正法」という。）附則第十四条に規定する施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験又は令和七年改正法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者（以下この条において「旧試験合格者」という。）及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る同条に規定する特区地方公共団体については、第四条の規定による改正前の内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（以下この条において「施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則」という。）第二条、第六条、第七条（同令第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八条、附則第三条及び第二号様式から第五号様式まで並びに準用旧児童福祉法施行規則（施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条（同令第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定による改正前の児童福祉法施行規則をいう。）第六条の三十及び第六条の三十三の二から第六条の三十七までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	児童福祉法等の一部を改正する法律（以下この条において「令和七年改正法」という。）附則第十四条に規定する施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験又は令和七年改正法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者（以下この条において「旧試験合格者」という。）及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る同条に規定する特区地方公共団体については、第四条の規定による改正前の内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（以下この条において「施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則」という。）第二条、第六条、第七条（同令第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八条、附則第三条及び第二号様式から第五号様式まで並びに準用旧児童福祉法施行規則（施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条（同令第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定による改正前の児童福祉法施行規則をいう。）第六条の三十及び第六条の三十三の二から第六条の三十七までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第二条</p>	<p>法第十二条の五第四項第一号</p>	<p>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条の規定による改正前のおおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の五第四項第一号（以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第</p>
<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第六条</p>	<p>令第九条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第八条において「準用児童福祉法施行令」という。）</p>	<p>児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号。以下「整備政令」という。）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令（以下「準用旧児童福祉法施行令」という。）</p>
<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第七条第一項及び第八条</p>	<p>令</p>	<p>整備政令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する旧特区法施行令</p>
<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第十二条</p>	<p>法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法</p>	<p>児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法（以下「準用旧児童福祉法」という。）</p>
<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第三条第三項</p>	<p>法第十二条の五第四項（第一号を除く。）</p>	<p>施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項（第一号を除く。）</p>
<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第三条第五項</p>	<p>法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法</p>	<p>準用旧児童福祉法</p>
<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第二号様式</p>	<p>国難 禁烟 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）</p>	<p>国難等 拘禁刑 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第29号。以下「令和七年改正法」という。）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法附則第14条第1項に規定する施行日前国家戦略特別区域法</p>
<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第三号様式</p>	<p>第12条の5第15項若しくは第17項から第19項までの規定 第12条の5第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定 第18条の19第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定</p>	<p>第12条の5第15項若しくは第19項若しくは令和七年改正法附則第20条の規定によりなお従前の例によることとされる法第12条の5第17項若しくは第18項の規定 令和7年改正法附則第15条第1項に規定する準用旧児童福祉法第18条の19第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定</p>
<p>施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第三号様式</p>	<p>国難 国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令 保育士の登録 の規定による登録</p>	<p>国難等 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第337号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令 保育士登録 の規定による保育士登録</p>

施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第四号様式	国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する児童福祉法	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項に規定する準用旧児童福祉法
施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第四号様式及び第五号様式	国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（令和7年政令第337号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十	特区法第十二条の五第八項において準用する法	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「令和七年改正法」という。）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法（以下「準用旧児童福祉法」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の第三十二号	国籍	国籍等
準用旧児童福祉法施行規則第六条の第三十三号	特区法	令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の第三十四号及び第六条の第三十四の二第二項	特区法	施行日前国家戦略特別区域法
準用旧児童福祉法施行規則第六条の第三十三の二	特区法施行令第九条において準用する令	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（令和七年政令第337号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令（以下第六条の三十六において「準用旧児童福祉法施行令」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四第二号	法第十八条の五第一号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第一号
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四第三号	法第十八条の五第二号、第三号又は第五号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第二号、第三号又は第五号
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四の二	特区法第十二条の五第四項各号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五各号
	特区法第十二条の五第八項において準用する法	準用旧児童福祉法
	法第十八条の二十二	第十八条の二十二
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十六	特区法第十二条の五第八項において準用する法	準用旧児童福祉法
	第六条の三十四	児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）附則第二条によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四
	特区法施行令第九条において準用する令	準用旧児童福祉法施行令

（様式に関する経過措置）

2 第三条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。
 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。